

摂津市建設工事等最低制限価格設定要領

1. 目的

この要領は、本市における建設工事等の最低制限価格設定について、発注者の恣意性の排除及び透明性の向上並びに統一性を図ることを目的に、その基準を定める。

2. 対象

入札に付する建設工事

3. 最低制限価格（税込）の算出方法（土木、建築一式工事）

最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費それぞれの額（税抜き金額）に下記算出係数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を合計した額（千円未満切り捨て）にその消費税相当額を合算した額とする。

（1）土木一式工事

- ① 直接工事費の95%
- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の70%
- ④ 一般管理費の30%

（2）建築一式工事

- ① 直接工事費の92%
- ② 共通仮設費の87%
- ③ 現場管理費の67%
- ④ 一般管理費の30%

4. その他工事における最低制限価格算出方法

予定価格（税込）に85%を乗じた金額を最低制限価格（税込）とし、その金額に100/110を乗じて得た額（小数点以下切り上げ）を最低制限価格（税抜き）とする。

5. その他工事について

その他工事とは、土木一式工事及び建築一式工事以外の工事とする。